

岐阜区域都市開発区域建設計画

平成18年7月
岐 阜 県

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 . 計画の性格 | 1 |
| 2 . 計画の対象区域 | 1 |
| 3 . 計画の期間 | 1 |
| 4 . 整備及び開発の基本構想 | 1 |
| 5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項 | 4 |
| 6 . 産業の業種、規模等に関する事項 | 5 |
| 7 . 土地の利用に関する事項 | 9 |
| 8 . 施設の整備に関する事項 | 10 |
| 9 . 環境の保全に関する事項 | 15 |
| 10 . 防災対策に関する事項 | 17 |

岐 阜 県

1．計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したものであって、岐阜区域都市開発区域の開発整備の基本構想と施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和43年11月14日総理府告示第43号をもって告示した岐阜区域都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。(ただし、保全区域を除く。)

岐阜市、大垣市(一部)、多治見市、関市(一部)、中津川市(一部)、美濃市、瑞浪市(一部)、羽島市、恵那市(一部)、美濃加茂市、土岐市(一部)、各務原市、可児市、山県市(一部)、瑞穂市、本巣市(一部)、海津市、羽島郡岐南町、笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、関ヶ原町(一部)、安八郡神戸町、輪之内町、安八町、揖斐郡揖斐川町(一部)、大野町、池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、八百津町(一部)、可児郡御嵩町

3．計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4．整備及び開発の基本構想

(1) 現状と課題

当区域は、岐阜県南部の東西に長い地域で、大部分が平地や丘陵地からなり、木曾三川をはじめとする豊かな自然に恵まれている。

また、当区域には、伝統のある長良川の鵜飼や、中山道沿線の町並みや史跡、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「美濃市美濃町」の古い町並み

等があり、伝統的な産業として美濃焼、美濃和紙、岐阜提灯、関の刃物等が有名である。

交通・物流基盤については、高規格幹線道路としては、名神高速道路と中央自動車道が整備されているとともに、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の整備が進みつつある。鉄道については、羽島市に岐阜羽島駅のあるＪＲ東海道新幹線をはじめとするＪＲ各線のほか、名古屋鉄道や近畿日本鉄道等の各線が整備されている。また、近隣には、中部国際空港やスーパー中枢港湾に指定された伊勢湾等がある。

都市機能を担う施設としては、クラシック音楽専用ホールであるサラマンカホールや、岐阜県現代陶芸美術館とメッセ施設からなるセラミックパークMINO等の文化施設や、花フェスタ記念公園、平成記念公園「日本昭和村」、世界淡水魚園等の都市公園等が整備されている。

なお、東濃地域は、首都機能の移転先候補地である「岐阜・愛知地域」の一部となっている。

産業面では、繊維、陶磁器、金属・刃物、紙、食品、プラスチック等の地場産業や電気機器、輸送用機器など機械関連等の製造業が大きなウェイトを占めているが、海外への生産拠点の移転による空洞化や輸入品との競合が見られる。一方、最近ではＩＴ関連等の先端技術産業の立地も進んでいる。商業については、郊外型の大規模商業施設の立地が増えている反面、従来の商店街は衰退が著しい。

また、少子化に伴う人口減少や高齢化の進行により、労働力の減少や地域活力の低下等が懸念される。

こうした中、今後は、中部圏との広域的な連携を視野に入れ、産業や住民生活の基盤となる交通ネットワークの一層の整備を図るとともに、中部国際空港や名古屋港、高速道路網等の社会資本を有効に活用し、企業誘致や今後の発展が見込まれる観光・交流産業等の振興を図る必要がある。また、経済環境の変化に対応して、次世代産業の育成や既存産業の高度化を図ることも重要である。

まちづくりにおいては、人口減少や高齢化等の社会経済の変化に対応していくために、各都市の状況に合ったまちづくりを進めていくことが重要な課題となる。また、そうしたまちづくりを商業振興につなげていく必要があるとともに、防災、防犯、バリアフリーなど安全で安心して暮らせるまちづくりや在住外国人の増加に対応した多文化共生社会の実現も求められており、これらを住民協働で進めていく必要がある。

さらに、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を図るなど、持続可能な社会づくりが求められている。

(2) 基本的方向

整備が進みつつある高速道路網等の社会基盤や木曾三川等の豊かな自然、歴史、伝統、文化等の地域資源を生かし、中部圏との広域的な連携を視野に入れ、岐阜県の産業経済の中心的区域として一層の発展を図る。

中部圏との連携を重視した産業振興

東海地域を一つの経済圏として捉えた「グレーター・ナゴヤ」の統一ブランドのもと海外企業誘致に取り組むなど、企業誘致を推進する。

商品企画力、技術力、販売力等の強化やブランド力の向上など、産業の基幹を支える中小企業支援を推進する。

中部圏におけるIT産業を担う人材育成機能や産業情報化機能を重点としていくソフトピアジャパンや、ITを活用したものづくりの拠点を目指すテックプラザの各プロジェクトを推進するとともに、ベンチャー企業に対する支援を推進し、新産業の育成を図る。

「美濃路」の観光振興

中部国際空港の開港や東海環状自動車道東回りルートの開通、愛・地球博の開催による知名度の向上等を生かし、県内各地はもとより中部圏との広域連携のもと、国際観光や広域観光を推進する。

地場産業等が持つ観光資源としての魅力の発掘等により産業観光を推進するなど、観光の魅力づくりを推進する。

岐阜観光コンベンション協会等と連携し、イベント・コンベンションの誘致を推進する。

にぎわいと潤いのあるまちづくり

高齢者等をはじめ、多くの人々が安全で安心して暮らしやすいよう都市機能を集約するなど、各都市の状況に合った「にぎわいと潤いのあるまちづくり」を、地域住民、まちづくり団体と一体となって推進する。

交通ネットワークの整備

東海環状自動車道西回りルートをはじめとする道路の整備を進め、人、物、情報が円滑に流れる総合的な道路ネットワークの形成を図る。

鉄道駅等のバリアフリー化を進め、利便性の向上を図るとともに、輸送力の増強や所要時間の短縮を図るため、JR高山本線とJR太多線の複線電化の実現に向けて検討を進める。

中部圏と首都圏、近畿圏との交流や連携の一層の強化につながる中央新幹線の実現に向けて検討を進める。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

(1) 人口の規模

当区域の人口は、平成12年は1,761千人(国勢調査)、平成17年は1,771千人(国勢調査速報値に基づく推計)となっている。

一方、県人口は、平成17年は2,107千人(国勢調査速報値)となっており、平成22年は2,080千人(国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成14年3月)」(中位推計相当))と推計されている。

平成22年の当区域の人口は、県人口に対する割合が平成17年と変わらないとして、1,748千人と見込まれる。

(2) 労働力の需給

人口減少や高齢化等による労働力の減少に加え、いわゆる「団塊の世代」の大量退職を目前とし、労働雇用環境は大きく変化しつつある。こうした状況に的確に対応するため、労働雇用施策を総合的に推進する必要がある。

このため、若年者の雇用関連サービスを提供する岐阜県人材チャレンジセンターについて、若年者の就職支援の拠点施設として充実を図るとともに、学生を対象としたUターン対策やインターンシップの活性化を推進するなど、若年者の就職促進を図る。また、定年を迎える「団塊の世代」の人材活用を推進するなど、高齢者の活用を図る。さらに、企業等の少子化対策の取組を促進するなど、女性の就業環境整備を図る。併せて、障害者の雇用促進対策等についても積極的に推進する。

また、職業能力開発のため、県有施設内における訓練だけでなく、民間教育機関等も活用した委託訓練を拡充するとともに、職業能力開発校を活用した障

害者の職業能力開発について検討を進める。さらに、ソフトピアジャパンやテクノプラザを中部圏におけるIT人材育成拠点に位置づけ、教育機関とも連携した雇用直結型の実践的な人材育成システムを構築し、ものづくりを中心とする中部圏の産業界に優れた人材を供給するとともに、IAMAS（情報科学芸術大学院大学及び国際情報科学芸術アカデミー）、全国マルチメディア専門研修センター等においてIT関連の人材育成を進める。

6．産業の業種、規模等に関する事項

（1）工業

当区域の産業構造は、第2次産業、その中でも特に製造業に特化した構造となっている。当区域のさらなる発展のため、整備が進みつつある高速道路網等の社会基盤を生かした企業誘致を推進するとともに、産業の基幹を支える中小企業の支援や経済に活力を与える次世代産業の育成を推進する。

企業誘致

中部国際空港や東海環状自動車道東回りルート等の交通・物流基盤の整備が進み、当区域には企業誘致の絶好の機会が訪れている。

この好機を生かし、より高い税収効果や経済波及効果、雇用創出効果が見込まれる国内外の優良企業を誘致するため、県の企業誘致体制を強化するとともに、中部圏との連携を強化し、東海地域を一つの経済圏として捉えた「グレーター・ナゴヤ」の統一ブランドのもと、海外企業誘致や対日投資促進活動を推進する。また、これまで主として誘致対象としてきた情報通信関連産業等の知識産業のほか、一般製造業や福祉産業等を含め幅広い業種を誘致対象とするとともに、関テクノハイランドやテクノプラザ2期等の県営工業団地に限らず、各地の工場適地等への誘致を推進する。先端科学技術に関する研究開発機能の集積を目指す「東濃研究学園都市」を形成するフロンティア・リサーチパークと土岐プラズマ・リサーチパークについても、誘致対象を研究施設以外へも拡大し、有効活用を図る。

また、企業にとって魅力ある助成制度を常に整備しておくことが重要であるため、税財政優遇措置以外の優遇制度や立地環境の整備も含め、企業の進出意欲を高めるための支援策の充実を図る。

一方、技術開発や人材供給等の支援を通じて、既存企業の流出防止にも取り

組む。

中小企業支援

当区域の製造業のうち繊維、陶磁器、金属・刃物、紙、食品、プラスチック等の地場産業等において、海外への生産拠点の移転による空洞化や輸入品との競合が課題となっている。一方、こうした地場産業をはじめとして、当区域においては中小企業の割合が極めて高い。このため、当区域の地場産業等の発展のためには、その基幹を支える中小企業の競争力向上が不可欠であり、そのためには製品等の高付加価値化や差別化が必要である。

このため、中小企業の商品企画力、技術力、販売力等の強化に向けた支援を行う。また、ブランド力の向上を図るため、商標法改正（地名入り商標登録の容認）を契機とした産地ブランドの活用等を推進する。

また、中小企業経営の活性化や安定のため、制度融資の見直しなど資金調達支援サービスの充実を図る。

一方、ものづくりを中心とした中小企業の技術や技能の継承と人材育成を一層推進するため、IT技術の活用等により、現場技術者を中心とした人材育成を総合的に支援する。

新産業育成

経済環境の変化に対応した次世代を担う新産業を育成するため、新産業に特に必要とされる人材育成に重点を置いた施策を推進する。

このため、大垣市にあるソフトピアジャパンにおいて、中部圏におけるIT産業を担う人材育成機能や、中小企業のIT化をはじめとする産業高度化機能等の強化を図る。また、各務原市にあるテクノプラザにおいて、「ITを活用したものづくり」拠点を目指し、研修の充実等によりものづくりIT人材の育成を図る。

一方、ベンチャー企業を育成するため、ベンチャー企業の成長阻害要因である人材不足の解消を支援するための企業OBの活用や女性ベンチャーの支援など、ベンチャー企業のニーズに合わせた効果的かつ総合的な支援策を進める。

(2) 観光・交流産業

中部国際空港の開港や東海環状自動車道東回りルートの開通、愛・地球博の開

催による知名度の向上等により、当区域には、観光・交流産業の発展を図るうえで絶好の機会が訪れている。この好機を生かし、県内各地はもとより中部圏と連携した国際観光や広域観光の推進、産業観光等の魅力づくり、イベント・コンベンションの誘致等に取り組み、当区域の観光・交流産業の振興を図る。

国際観光の推進

中部国際空港の開港や、愛・地球博の開催による知名度の向上等により増加している外国人観光客の一層の増加を図るため、ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携を図りながら、地域や国ごとのニーズに合致した観光ルートづくりや観光宣伝等の各種施策を実施するなど、国際観光を推進する。

広域観光の推進

国内外からの一層の誘客を図るため、中部国際空港や東海環状自動車道東回りルート、全線開通が予定されている東海北陸自動車道等の社会基盤を有効に活用し、県内各地はもとより中部圏との連携のもと、各地域の特色を生かした体験ツアーやイベント、キャンペーン等を実施するなど、広域観光を推進する。

産業観光等の魅力づくり

観光地としての魅力の向上を図るため、地場産業等が持つ観光資源としての魅力の発掘やツアーの造成、積極的なPR等に取り組んでいく産業観光や、中心市街地における回遊性のある街なか観光、岐阜市や美濃市等におけるサイクルツアーなど、新たな観光資源の開発を進め、それらを生かした観光振興を図る。

また、定年を迎える「団塊の世代」の観光ニーズに着目したツアー造成を図るなど、新たな需要に的確に対応する。

イベント・コンベンションの誘致

イベント・コンベンションは、地域への経済波及効果が大きいことから、岐阜観光コンベンション協会等と連携しながら、誘致体制の強化や顧客関連データベースの作成、コンベンション経験者の活用、関連情報の発信等に取り組むなど、イベント・コンベンションの誘致を推進する。

(3) 商業

当区域では、郊外型の大規模商業施設の立地が増えている反面、従来の商店街は衰退が著しく、中心市街地の活性化が各都市共通の課題となっている。

このため、従来型の商店街活性化支援施策を総合的に見直し、「中心市街地活性化基本計画」の見直しあるいは新規策定や、NPO等が行う高齢者、子育て支援等の公益機能の創出支援、中心市街地商店街の核となる事業者の立地促進、まちづくりを担うリーダー等の人づくり支援など、まちづくりを基本とした中心市街地振興施策を推進することにより、各都市の状況に合った商業振興を図る。

(4) 農業

当区域においては、地域産品ブランドとして美濃ハツシモ(米)、岐阜えだまめ、濃姫(いちご)、富有柿、美濃揖斐茶等があり、都市近郊型の農業が行われているが、さらなる発展のためには、消費者ニーズに対応した安全で安心な付加価値の高い農産物の提供や、農業を支える基盤の整備が必要である。

このため、農薬や化学肥料の使用量を減らした環境にやさしい「ぎふクリーン農業」の推進や農産物のブランド化、百貨店等と連携した新たな販路の拡大、積極的な広報活動等により、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物の生産や、安全で安心な農産物の安定的供給を推進する。また、農業の担い手の確保や農家の企業化等により農業経営の安定化を図る。

一方、農業を支える基盤の整備を図るため、美濃東部区域における農用地総合整備事業による農業生産施設や流通施設の近代化や、新濃尾地区における国営総合農地防災事業による農業水利施設の災害防止と機能回復等を推進するとともに、大区画ほ場の整備や、用排水対策、西南濃広域営農団地における広域営農団地農道等の農道の整備等を推進する。

(5) 林業

当区域では、小規模な林家が多いことや地域産材価格の低迷等により林業経営が厳しい状況にあるとともに、放置された森林や、間伐等の適正な管理が行き届かない人工林が増加し、豪雨等による自然災害が懸念されている。こうしたことから、担い手の確保など林業経営の健全化や、県産材の需要拡大を図る

とともに、森林が持つ災害防止機能や水源かん養機能、保健機能、レクリエーション機能など多面的な機能の維持増進対策に取り組む必要がある。

このため、林業生産性の向上につながる飛越山地緑資源幹線林道関ヶ原・八幡線等の林道の整備や、実践的な研修の実施等による森林づくりの担い手の育成や確保、「新緊急間伐推進五ヶ年計画（平成 17～21 年度）」に基づく計画的な間伐、長良杉や東濃桧に代表されるブランド県産材の P R、公共施設の木造化や内装木質化の推進など、生産対策から販路拡大対策、需要拡大対策までの一貫した総合対策を推進する。

（ 6 ）産業の規模

当区域の就業者数（従業地）は、平成 12 年は 849 千人（うち、第 1 次産業 26 千人、第 2 次産業 332 千人、第 3 次産業 490 千人）（国勢調査）となっており、当区域の人口に対する割合が変わらないとして、平成 17 年は 854 千人、平成 22 年は 843 千人と見込まれる。

7 . 土地の利用に関する事項

当区域は、県人口の 83.6%（平成 12 年国勢調査）が集中しており、都市的な土地利用がなされている。また、J R 東海道本線や J R 中央本線、一般国道 19 号、21 号等に沿って県下主要都市が帯状に位置している。なお、東濃地域は、首都機能の移転先候補地である「岐阜・愛知地域」の一部となっている。

住宅地については、今後、人口の減少が見込まれることから、宅地需要等を的確に把握したうえで、土地区画整理事業や既存住宅地の活用等により、優良な宅地供給を図る。また、災害に対する地域の自然的特性や社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。

工業用地については、環境保全や地域社会、周辺の土地利用との調和等に配慮しながら、工場の立地動向に的確に対応し、必要に応じて工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場移転等に伴って生じる工場跡地については、周辺の土地利用との調整のもと、有効利用を図る。

農用地については、効率的な利用や生産性の向上に努めるとともに、食料の長期的な需給動向を考慮し、農業生産力の維持強化に必要な優良農用地の確保や整備を進める。また、不断の良好な管理を通じて、県土保全など農用地の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。

なお、中心市街地については、その再整備や活性化が課題となっており、低・

未利用地の活用や空き店舗の解消等により都市機能の再生を図る。

8．施設の整備に関する事項

整備及び開発の基本構想に基づき、諸施設等の総合的な整備を推進する。

(1) 交通施設及び情報通信施設

人、物、情報が円滑に流れる総合的な道路ネットワークの形成や鉄道交通とバス交通の確保を図るとともに、住民の利便性の向上や産業の高度化と高付加価値化を図るため、情報通信施設の整備を進める。

道路

中部圏との広域的な連携を視野に入れ、人、物、情報が円滑に流れる総合的な道路ネットワークの形成を図るため、高規格幹線道路である東海環状自動車道や、地域高規格道路である岐阜南部横断ハイウェイや濃飛横断自動車道をはじめ、一般国道（19号、21号、41号、156号、157号、248号、256号、257号、258号、303号、363号、417号、418号等）、主要地方道（岐阜南濃線、多治見犬山線、羽島養老線、岐阜関ヶ原線、恵那蛭川東白川線、多治見白川線、川島三輪線、岐阜美濃線、大垣養老公園線等）、一般県道（羽島稲沢線、市之倉内津線、岐阜羽島線、大垣江南線、上白金真砂線、上野関線、富加美濃線、扶桑各務原線、肥田下石線等）、街路（金町那加岩地線、岐阜駅城田寺線、水野町線、岐阜蘇原線、熊野六条線、新所平島線、北一色若宮地線、昼飯大島線、関美濃線、西本郷一ツ山線、富加美濃線、西畑正理線、岐阜鶉沼線、中濃大橋御嵩線等）等の整備を進めるとともに、既存道路の適切な維持管理を進める。

また、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故を解消し、道路交通の円滑化や市街地の均衡ある発展を図るため、名古屋鉄道名古屋本線連続立体交差事業を進める。さらに、当区域と他地域の交流に資する道路として、隣接地域において東海北陸自動車道の整備を進める。加えて、三河東美濃連絡道路等について、今後の社会経済の動向等を踏まえ、検討を進める。

鉄道及びバス

利便性の向上を図るため、鉄道駅等のバリアフリー化を進めるとともに、輸

送力の増強や所要時間の短縮を図るため、ＪＲ高山本線とＪＲ太多線の複線電化の実現に向けて検討を進める。また、中部圏と首都圏、近畿圏との交流や連携の一層の強化につながる中央新幹線について、今後の社会・経済の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実現化に向けた技術開発を進める。さらに、地域相互の機能的連携を高めるため、東海環状鉄道構想や在来線の輸送力向上等の実現に向けて検討を進める。

また、住民の日常生活に必要な生活交通であるバス交通の維持確保を図る。

情報通信施設

ブロードバンドサービスの未提供地域や地上デジタル放送の難視聴地域を解消するため、高速で大容量の通信が可能な県域ブロードバンドネットワークである「岐阜情報スーパーハイウェイ」の一層の活用を図るとともに、地域に適した情報通信施設の整備を進める。

(2) 宅地

今後、人口の減少が見込まれることから、住宅用地については、宅地需要等を的確に把握し、地域の実情に応じた宅地供給を図る。

また、工場用地については、産業経済の動向を的確に把握し、関テクノハイランドやテクノプラザ２期等の県営工業団地等の分譲を進めるとともに、必要に応じて工場団地等の造成を行い、工場用地の確保を図る。

(3) 公園緑地

恵まれた自然環境を保全しながら、潤いのある生活環境を実現し、都市住民の健康増進や防災面等に配慮した緑の都市空間を形成するため、花づくりと花かざりが一体となった県民総参加による「花の都ぎふ運動」を進めるとともに、花フェスタ記念公園、平成記念公園「日本昭和村」、世界淡水魚園、国営木曾三川公園など、地域の資源や特性を生かした特色ある都市公園等の整備を進める。

(4) 河川、治山、砂防等

地域住民の安全を確保し、生活の安定や地域経済の発展を図るため、国土保全施設の整備を進める。

河川

流域住民の安全や生活環境の確保を図るため、平成 16 年台風 23 号による甚大な浸水被害の発生した長良川をはじめとする河川の改修や、内ヶ谷ダムの建設、横山ダムの再開発等による洪水貯留等を効果的に組み合わせ、総合的な治水対策を推進する。

また、治水対策及び利水対策に資する多目的ダムとして、生活水準の向上や産業の発展による水需要の増加等に対応する徳山ダムをはじめ、新丸山ダムや水無瀬ダムの建設を進めるとともに、河川環境の保全と既得用水の安定化等を図るため、徳山ダムの貯留水を利用する木曾川水系連絡導水路事業を進める。

なお、事業の実施に際しては、自然環境に配慮した「自然共生型川づくり」を目指す。

治山、砂防等

土砂災害の防止や水源かん養機能の向上、自然環境の保全等を図るため、木曾川水系や庄内川水系等の治山、砂防及び地すべり対策事業を進める。また、地域住民の生命の保護を図るため、急傾斜地崩壊対策事業を進める。

(5) 住宅

少子高齢化や既存公営住宅の老朽化等に対応し、低廉な家賃による良質な住宅を供給する。このため、計画的な公営住宅のバリアフリー化等を推進するとともに、民間資金の合理的な活用による特定優良賃貸住宅等の公共住宅建設を進める。これらの公共住宅建設に当たっては、子育て世帯等の世帯の規模や構成に対応した適正な住宅の供給を図り、快適で魅力ある居住環境の確保に努める。

また、JR 岐阜駅前ににぎわいをもたらすことが期待されるケア付き住宅モデル事業（岐阜駅西地区市街地再開発事業）など、中心市街地における住宅供給を図る。

(6) 水道施設等

生活水準の向上や産業の発展等に対応し、生活環境の向上や水供給の安定性の確保、公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じた供給施設や処理施設の整備を進める。

上水道

安全で安心な水供給の安定性の確保を図るため、老朽化した水道施設の改良を進めるとともに、水道の普及が遅れている地域については新設を進める。

工業用水道

地盤沈下防止のため、地下水から表流水への転換を進めるとともに、水供給の安定性の確保を図るため、水源確保を進める。また、水使用の合理化や回収水の活用等により水需要の調整を図る。可茂地域においては、交通条件の向上等による企業立地の増加による工業用水の需要増加に対応するため、可茂工業用水道事業を進める。

下水道

生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、健康で快適な生活環境を確保するため、「全県域下水道化構想」に基づき、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の組合せにより、効率的な污水处理施設の整備を進める。また、木曾川右岸流域下水道の整備を進める。

廃棄物処理施設

廃棄物の適正処理やリサイクルの促進を図るため、廃棄物処理施設や再資源化施設の整備を進める。

(7) 教育文化施設等

教育施設

教育環境を改善し、就学前の幼児教育や学校教育の充実を図るため、幼稚園、

小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校における教育施設の整備を進める。

文化施設及びスポーツ施設

地域住民の心身の健康や精神的豊かさを実現するため、市町の図書館や公民館等の社会教育施設や文化施設の整備を進める。岐阜県美術館と岐阜県博物館については、住民のニーズを踏まえた 21 世紀にふさわしい施設となるようリニューアルの検討を進める。また、平成 24 年に開催される岐阜国体の会場となる競技施設等のスポーツ施設の整備を進める。

(8) 流通業務施設

環境に配慮しながら物流の効率化を図るため、東海北陸自動車道や東海環状自動車道のネットワークを生かし、都市間の貨物輸送の拠点として物流施設を集約的に立地する道路一体型広域物流拠点の整備について検討を進める。

(9) その他の施設

社会福祉施設

少子高齢化に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、岐阜市鷺山地区障害者福祉施設の再編整備をはじめ、老人福祉施設や身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設など、地域のニーズに応じた福祉施設の整備を進める。

医療施設等

患者中心で住民本位の医療体制を確立し、地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、県立多治見病院における耐震病棟の整備や、東濃医療圏における小児救急医療体制の整備など、地域における病院や診療所相互の機能分担と連携を図りつつ、医療体制の充実を図る。

また、適切な保健サービスの充実を図るため、老人保健施設や精神障害者社会復帰施設等の整備を進める。

職業訓練施設

技術革新や産業構造の変化等の社会経済の変化に対応した効率的かつ魅力ある職業訓練を実施するため、国際たくみアカデミー（職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校）等の整備を進める。

中央卸売市場

生鮮食料品等の安定的な供給を図るため、流通市場の動向や事業ニーズ等を見極めながら、岐阜市中央卸売市場の整備を進める。

9．環境の保全に関する事項

住民、NPO、事業者、行政など、すべての主体の参加と連携による住民協働を通じて、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を図り、持続可能な社会づくりを進める。

（1）自然生態系の保全

生物多様性の確保を図るため、カワウや外来種等の有害鳥獣の捕獲や駆除、生物多様性の保全に配慮した森林づくり等により、野生生物の生息地の保護や希少野生生物の保護を推進する。

また、身近な自然環境の保全を図るため、水辺環境のビオトープ化や「ぎふクリーン農業」、河川環境レンジャーによる河川の監視等を推進する。

さらに、自然生態系を保全するためには、社会基盤の整備においても環境への負荷軽減が不可欠であることから、環境影響評価の実施や環境に配慮した公共事業の実施、モデル河川における瀬や淵の復元を図る川づくり等を推進する。

（2）生活環境の保全と創出

大気環境の保全や健全な水循環の確保、地盤沈下、騒音、振動及び悪臭の防止を図るため、監視体制の充実や、工場や事業所に対する監視や指導の強化、効率的な污水处理施設の整備等による生活排水対策など、汚染や汚濁の発生源の抑制に取り組む。また、アイドリングストップ運動や環境に配慮した自動車の普及など、自動車排出ガス対策を進める。さらに、間伐等の適切な森林管理

によるきれいで豊かな水を育む水源林の造成や、カワゲラウオッチング等の普及啓発事業による水質保全意識の高揚、土壌・地下水保全対策等を推進する。

また、環境汚染化学物質への対策が重要となっており、化学物質に関する情報の収集や提供を推進するとともに、リスクコミュニケーション（住民、事業者、行政等が積極的に化学物質等に関する情報を発受信等すること）の普及を図るなど、P R T R制度（化学物質の環境中への排出量等を把握し、集計し、公表する仕組み）の推進を図る。

さらに、地域の生態系や景観に配慮した河川事業や、景観法の活用、屋外広告物の適正管理等により良好な景観の形成を図るとともに、重要伝統的建造物群保存地区等の歴史的環境や文化的環境の保全に取り組む。

（３）循環型社会の形成

資源循環型社会への転換を図るため、環境に配慮した製品を購入するグリーン購入の推進等により循環型社会形成の推進体制の整備を進めるとともに、廃棄物の３R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進やバイオマスエネルギーの利用拡大等により、循環資源の有効利用を図る。さらに、リサイクル認定製品の安全性確保や信頼性向上、利用促進や、企業のリサイクルに関する研究開発等に対する支援に取り組むなど、環境産業の育成支援を図る。

また、廃棄物対策が重要な課題となっており、産業廃棄物処理施設の整備を促進するなど、廃棄物の適正処理を推進する。さらに、不法投棄等の不適正処理の未然防止や早期発見、早期措置に向けて監視体制の一層の強化等を図る。加えて、災害時における廃棄物処理対策として、市町における廃棄物処理の応急体制の確保や、県による広域的な支援体制の確立等を図る。

このほか、環境への負荷を軽減するための取組として、環境に関する調査や研究、地域の環境保全活動等に積極的に取り組む事業所を登録し公表する環境配慮事業所（E工場）登録、企業、市町及び県の三者による環境創出協定の締結等を推進する。

（４）地球環境の保全

地球温暖化防止のため、エネルギーや廃棄物の無駄をなくした暮らしを目指す「もったいない・ぎふ県民運動」や、小学生向け地球温暖化防止教育等を推進する。また、森林の二酸化炭素吸収機能の向上につながる間伐等の森林整備や、

都市の緑化、企業の温暖化対策への支援など、温室効果ガス削減対策を推進する。さらに、太陽光発電等の普及や民間太陽光発電施設の活用、バイオマスの有効利用など、新エネルギーの導入促進を図る。

また、オゾン層保護のため、フロン回収業者に対する指導等を進めるとともに、酸性雨対策として、酸性雨モニタリング調査等を進める。

10. 防災対策に関する事項

地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減するための対策を推進する。

(1) 震災対策

東海・東南海地震等の大規模地震の発生が予想され、中津川市は東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されているとともに、当区域の全市町が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている。また、当区域及びその周辺には内陸地震の原因となる活断層が、養老-桑名-四日市断層や阿寺断層など多く存在することから、震災対策を推進する必要がある。

このため、公共施設の被害を小さくするとともに防災拠点としての迅速な対応につながるよう、県有建築物や学校、保育所など緊急度の高い施設から計画的に公共施設の耐震化を進める。また、震災時におけるライフラインを確保するため、水道施設や下水道施設等の耐震化を進める。さらに、民間建築物の耐震性を確保するため、建築確認審査におけるチェック機能の強化や、木造住宅の耐震診断と補強工事に対する支援等を実施するとともに、住民の防災意識の向上を図る。

(2) 風水害対策

当区域の山間部には土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等が多く、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害の危険がある。

風水害の未然防止のため、防災施設の整備や、洪水ハザードマップの作成と住民による継続的な利活用の推進、被害発生危険箇所の点検、土砂災害警戒区域等の指定の促進など必要な措置を講じる。

新たな公共施設や住宅等の開発に当たっては、開発事業者に対し適切な雨水対策を講じるよう指導を行う。

(3) 緊急輸送網、避難路等の整備

災害時における緊急輸送網を確保するため、橋りょうの耐震化や幹線道路等の整備を進める。また、住民の避難対策として、避難路や避難所の整備、避難生活に必要な物資の備蓄等を進める。

(4) 防災情報の収集及び提供システムの構築

災害時の情報収集や提供の仕組みを見直し、迅速性や確実性の確保を図る。このため、震度情報ネットワークシステムの更新や、防災行政無線、消防・救急無線のデジタル化など防災通信網の整備を進める。

(5) 医療救護体制の確保

災害時における医療救護体制を確保するため、医療機関の連携を図り、広域災害・救急医療情報システムや災害医療センター等の体制強化を図る。

(6) 自主防災組織の充実等

災害の発生時には、自らの命は自ら守る「自助」や隣近所が助け合う「共助」が重要である。このため、自主防災組織の活動拠点施設や防災資機材等の整備を進めるとともに、住民の連帯感に基づく自主防災組織の充実を図る。

(7) 災害時の相互支援

自治体や業界団体等との災害時応援協定の締結等により、災害や各種危機事案等の発生時における広域的な支援協力体制の整備を進める。